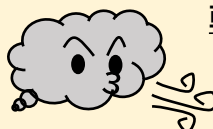


林野火災に関する注意報・火災に関する警報の発令中は

火の使用が制限されます！令和8年
1月1日**火災予防の新しい制度**火災を未然に防ぐために、
気象状況に基づき早い段階
で北九州市全域に注意を呼
び掛ける制度です。**林野火災の主な原因は「人」によるもの**たき火・火入れ、放火(疑いを含む)、
たばこなどが大半を占めます。**乾燥・強風に注意**空気が乾燥し、強風が吹く冬から春の季
節は、林野火災の発生が多くなります。**林野火災に関する注意報【新設】**火災予防上「注意」が必要な気象状況で発令。
火の取り扱いに注意を促します。**火災に関する警報【従来から】**火災予防上「危険」な気象状況で発令。
火の取り扱いに制限が課せられます。

種類	火の使用制限	罰則
林野火災に関する注意報	努力義務	なし
火災に関する警報	義務	あり(30万円以下の罰金または拘留)

発令されたら守るべき5つのこと(「火の使用制限」)①山林・原野での
火入れをしない
農業目的などでの
火入れも対象です。②煙火を消費しない
(花火をしない)③屋外で、火遊び・
たき火をしない④燃えやすい物の
近くで喫煙しない⑤残火・吸い殻を
完全に始末する**発令状況の確認方法**林野火災に関する注意報・火災に関する警報の発令状況は北九州市ホームページ
から確認できます。
屋外で火を使用する場合は事前に確認をお願いします。

Check!



お問合せ先	小倉南消防署:951-0119	八幡西消防署:622-0119
門司消防署:372-0119	若松消防署:752-0119	戸畑消防署:861-0119
小倉北消防署:582-0119	八幡東消防署:663-0119	消防局予防課:582-3836

たき火などを行う場合は消防署に届け出を!!たき火、どんど焼き、農業などを営むための焼却を行う場合は、消防署長に対し、事前の届出が必要です。
この届出は消防署が行為を把握し、周囲から火災と間違えられないようにするための届出です。
ただし、通報を受けた場合は消防署が現場確認を行うことがあります。